

国の災害用備蓄食品の有効活用について

令和3年4月21日
関係府省庁申合せ

国の災害用備蓄食品については、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、以下の通り申し合わせるものとする。

1. 災害用備蓄食品については、今後とも、その取得目的等を踏まえ、合理的な時期に適切に入替えを行う。入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等[※]への提供に取り組むこととし、その取扱いは以下の通りとする。
※ フードバンク団体等には、フードバンク団体^{*1}のほか、子ども食堂など、生活困窮者等に対し食料・食事の提供を行う団体を含む。
 - (1) これまでの各省庁等における売払手続の実績を勘案し、賞味期限までの期間が概ね2か月^{*2}以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする。
 - (2) 賞味期限までの期間が概ね2か月超の食品については、適正な予定価格を設定し、オープンカウンター方式等により売払手続を行い、売り払うことができなかったものを提供の対象とする。
 - (3) 賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供^{*3}を行うなど、円滑な提供に向けて配慮する。
2. 災害用備蓄食品の提供に関する情報については、各府省庁においてwebサイトに掲載^{*4}のうえ、農林水産省においてポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表を行う。
3. まずは中央府省庁（外局を含み、東京都に所在する官署に限る。）で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能なところから対応するなど、順次取組を拡大する。

なお、以上の申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後とも必要に応じ見直しを行うものとする。

(別紙)

申合せ参加府省庁

内閣官房
内閣法制局
復興庁
内閣府
宮内庁
公正取引委員会
警察庁
金融庁
消費者庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省

なお、会計検査院及び人事院に対しては、参考までに送付することとする。

また、本申合せに係る物品管理法の適用関係については、財務省主計局法規課と協議済である。

* 1 フードバンク団体について

提供するフードバンク団体等については、農林水産省が同省 web サイト（URL 下記）において、「各フードバンク活動団体の紹介」として 130 団体（令和 2 年 12 月 24 日現在）を示している。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

* 2 令和元年～令和 2 年の売払い不成立事例の実績

賞味期限までの残存期間の単純平均	2.6 か月
売払いに供した数量を考慮した加重平均	2.1 か月

賞味期限を過ぎた災害用備蓄食品の取扱い

賞味期限を過ぎた災害用備蓄食品をフードバンク団体等へ提供するに当たり、フードバンク団体等が当該食品を安心、かつ円滑に消費できるように、消費者庁が「いつ頃までに食べ切るべきか」といった消費の目安となる期限を示しつつ提供

- ◆ 期限の設定にあたっては、メーカー等と相談の上、**品質状態を確認するための細菌検査及び官能検査（外観、色味、異臭の確認）を実施。**
- ◆ 長期保存食品について、一律の期限を業界等から提案してもらうよう働きかけたが、現時点では対応困難とこのことを踏まえた措置。
- ◆ 今回、消費者庁においては消費の目安となる期限について、専門家の助言を踏まえ、商品特性などの技術的観点から**賞味期限から3か月後と設定。**

非常用・備蓄用 長期保存パック ご飯（越後製菓（株）製）

- ・ 賞味期限：2021年1月
- ・ 数量：816食（24食入り※×34箱）
※「加熱材・加熱袋」及び「味付海苔（4枚/1パック）」付属



当該パックご飯のほか、 α 化米ごはん、ビスケット、水を令和3年3月30日に提供

* 4 各府省庁の web サイトに掲載する情報

1. 提供可能となる食品に関する情報

提供予定食料に関する情報（商品目、内容量、1個当たりの重量、賞味期限、販売者・製造者、1箱当たりの大きさ（縦×横×高さ）、1箱当たりの個数、1箱当たりの重量、提供可能個数、提供可能箱数、商品の写真）、引渡時期、引渡方法、引渡場所（地図）、申込期限、申込方法、問い合わせ先、配分方法のルール、合意事項

2. 提供実績に関する情報

提供時期、品目、数量（概数）、提供先

(参考)

災害用備蓄食料の有効活用に向けたスキーム

消費者庁

- 食品ロス削減の観点からの災害用備蓄食料の有効利用に係る調整
- 食品の安全、表示等に関する事項

農林水産省

- ポータルサイトの運営
 - 各省の災害用備蓄食料の更新情報の掲載
 - フードバンクへの提供状況の掲載
- ポータル掲載情報をフードバンクに提供
- フードバンクからの問い合わせ等を踏まえ、各省庁からの相談に対して助言

連携

相談・助言

提供食料の情報

相談・助言

提供食料の情報

各省庁

フードバンク

- 入替え後、不用となった災害用備蓄食料について、各省庁においてはwebサイトで公表し、農林水産省においては各省庁の情報をとりまとめてポータルサイトに公表
- フードバンクからの申込を受け、必要に応じ数量調整
- 各フードバンクとの提供食料の数量調整に当たっては、ポータルサイトに掲載された各省庁の提供実績の情報を確認できるようにするとともに、必要に応じ、フードバンクの窓口である農林水産省と相談することとする
- 提供に当たっては、提供先団体による引取り、又は廃棄等に通常要する費用を踏まえ、各省において搬送を実施

申込

引渡し

- ポータル掲載情報を確認し、各省庁に申し込み
- 引き取った食料を必要とする方々に配付等

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 新事業・食品産業 > リサイクル食品ロス > 食品リサイクル・食品ロス > 国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト

国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト



国の災害用備蓄食品の有効活用について

国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入れ替えにより災害用備蓄食品の役割を終えたものについて、原則として、フードバンク団体等への提供に取り組むこととしました。農林水産省においては、ポータルサイト（本ページ）を設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表を行います（農林水産省にて情報集約を行っておりますが、詳細や申し込みについては、各府省庁までお問い合わせください）。

（注）賞味期限は、食べられなくなる期限ではなく、おいしく食べることができる期限であり、定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限です。このため、賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供を行うなど、円滑な提供に向けて配慮します。

（参考）本取組の参加府省庁

内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

1. 災害用備蓄食品提供情報

<1募集中の案件等一覧>

府省庁名	品目	商品名	申込期間	引渡時期	提供可能個数	引渡方法	詳細情報	各府省庁の掲載情報ページへのリンク	ポータル掲載日
防衛省	備蓄用飲料水	秘境黒部	2021年5月28日 ～ 2021年7月9日	2021年7月5日 ～ 2021年7月9日	17,394本	引き取り	詳細は こちら (EXCEL: 17KB) をご覧ください	災害用備蓄食品の提供に関する情報 【外部リンク】	5月28日
	備蓄用飲料水	富士山のおいしい水	2021年5月28日 ～ 2021年7月9日	2021年7月5日 ～ 2021年7月9日	14,460本				
防衛省	備蓄食料	非常用食料 (白飯)	2021年6月25日 ～2021年7月29日	2021年7月7日 ～2021年7月30日	254個	引き取り	詳細は こちら (EXCEL: 18KB) をご覧ください	災害用備蓄食品の提供に関する情報 【外部リンク】	6月24日

厚生労働省	ようかん	えいようかん	2021年7月9日 まで	2021年7月15 日～2021年7 月21日	180個	(ア)引取り (イ)お届け (着払い)	詳細は こちら (EXCEL: 14KB) を ご覧ください	国の災害用備蓄食 品の有効活用の取 組について 【外部リンク】	6月28日
内閣府	レトルト食品	やさしいきの ごはん	2021年7月14 日まで	2021年07月 01日～2021年 08月31日	1,100個	配送可能	詳細は こちら (EXCEL: 19KB) を ご覧ください	調整中	7月9日
		やさしい中華 ごはん			1,500個				
		やさしいカレ ーごはん			1,300個				
	缶飯	五目めし			288個				
		とりめし			288個				
		牛めし			288個				
		チキンドライ カレー			288個				

<2運用の流れ>

(ア)各府省庁から農林水産省へ提供案件情報があつた段階で当該箇所提供情報を掲載しフードバンク活動団体へ一斉周知した上で、募集開始します。(各府省庁毎に時期が異なります)

(イ)各フードバンク活動団体等から各府省庁へお申し込みください。(引き渡し先等は各省の判断となります)

2. 今後の災害用備蓄食品提供予定情報

(ア)各府省庁における災害用備蓄食品の入替予定を基に掲載しています。

(イ)あくまで更新日時点での予定であり、実際の提供食品に変更が生じる事もあります。

2021年6月24日更新

府省庁名	提供される場合の予定時期	主な品目(予定)
金融庁	2021年8月頃	ソーセージ缶、焼き鳥缶、牛大和煮缶
総務省	2021年10月頃	レトルトカレー
金融庁	2021年10月頃	いわし蒲焼缶、アルファ米
財務省	2021年10月頃	缶詰等
国税庁	2021年10月頃	缶詰等
法務省	2021年11月頃	水
警察庁	2021年11月頃	水
国土交通省	2021年11月頃	パン
経済産業省	2021年12月以降	缶詰、レトルト食品、栄養調整食品、パン、クラッカー
厚生労働省	2021年12月頃	即席ラーメン、レトルトごはん
農林水産省	2022年1月	栄養調整食品、レトルトごはん
環境省	2022年2月頃	パン缶詰
総務省	2022年2月頃	レトルトごはん
法務省	2022年2月頃	パン
復興庁	2022年4月以降	水、アルファ米、カンパン、豚汁

消費者庁	2023年3月頃	水、レトルトごはん、アルファ米等
------	----------	------------------

3. 災害用備蓄食品提供結果

府省庁名	品目	引渡時期	提供個 数	提供先	各府省庁の掲載情報ページへのリンク
環境省	パン缶詰、肉大和煮	2021年5月21日	346食	NPO法人FUKUSHIMAいのちの水	調整中
内閣府	おかず類	2021年5月27日	200食	一般社団法人フードバンクあきた	調整中
	アルファ米、おかず類	2021年5月27日	500食	NPO法人フードバンク岩手	
	おかず類	2021年5月27日	200食	一般社団法人フードバンクいしのまき	
	アルファ米、おかず類	2021年5月27日	250食	フードバンク調布	
	アルファ米、おかず類	2021年5月27日	550食	NPO法人フードバンクTAMA	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	298食	フードバンクみたか	
	おかず類	2021年5月27日	150食	NPO法人Wish	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月28日	598食	NPO法人フードバンク茨城	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月28日	498食	NPO法人フードバンクひらつか	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	398食	フードバンクしばた	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年6月2日	348食	NPO法人フードバンクにいがた	
	おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	174食	NPO法人POPOLO	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	512食	フードバンクびわ湖	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	398食	NPO法人セカンドハーベスト京都	
	アルファ米、おかず類	2021年5月27日	400食	NPO法人フードバンク奈良	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	386食	NPO法人フードバンク和歌山	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月28日	424食	フードバンク滋賀	
	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	524食	NPO法人フードバンクとくしま	
アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	398食	NPO法人フードバンク福岡		

	アルファ米、おかず類、レトルト食品	2021年5月27日	474食	フードバンクさが	
	アルファ米、レトルト食品	2021年5月27日	324食	社会福祉法人南苑会熊本 藤富保育園（フードバンク熊本）	
	アルファ米、レトルト食品	2021年5月27日	336食	NPO法人Joyステーション（フードバンクお助けマン霧島）	
	アルファ米、レトルト食品	2021年5月27日	324食	フードバンクそお	
	アルファ米、おかず類	2021年5月28日	500食	ひとり親家庭福祉会ながさき	
	アルファ米、おかず類	2021年5月28日	398食	フードバンクみやざき	
	アルファ米、おかず類	2021年5月28日	498食	NPO法人てしおて（フードバンクてしおて）	
	アルファ米、おかず類	2021年5月28日	410食	NPO法人フードバンク奄美	
内閣官房	アルファ米	2021年6月21日	300食	NPO法人フードバンク和歌山	
	アルファ米	2021年6月21日	550食	リビング下関	
	アルファ米、レトルト食品	2021年6月21日	512食	NPO法人フードバンクとくしま	
	アルファ米	2021年6月23日	500食	NPO法人フードバンク北九州ライフアゲイン	
	アルファ米	2021年6月21日	500食	フードバンクさが	
	アルファ米	2021年6月23日	500食	ひとり親家庭福祉会ながさき	内閣官房の災害用備蓄食品の有効活用 【外部リンク】
	アルファ米	2021年6月23日	550食	NPO法人フードバンク日向	
	アルファ米	2021年6月21日	550食	NPO法人Joyステーション（フードバンクお助けマン霧島）	
	アルファ米、レトルト食品	2021年6月21日	562食	NPO法人てしおて（フードバンクてしおて）	
	アルファ米、レトルト食品	2021年6月21日	512食	フードバンクそお	
内閣法制局	えいようかん	2021年6月30日	6個	新潟県フードバンク連絡協議会	国の災害用備蓄食品の有効活用について 【外部リンク】
			"	NPO法人神奈川フードバンク・プラス	
			"	認定非営利活動法人育て上げネット	

		"	岡山県更生保護施設等支援協議会
野菜一日これ1本 長期保存用		113個	新潟県フードバンク連絡協議会
		"	NPO法人神奈川フードバンク・プラス
尾西の山菜おこわ		14個	認定非営利活動法人育て上げネット
		32個	新潟県フードバンク連絡協議会
		"	NPO法人神奈川フードバンク・プラス
		16個	認定非営利活動法人育て上げネット
		8個	宮古島市社会福祉協議会フードバンク『んまんま』
		32個	岡山県更生保護施設等支援協議会
尾西の白飯		26個	新潟県フードバンク連絡協議会
		"	NPO法人神奈川フードバンク・プラス
		"	ゆいまーるの会
		16個	認定非営利活動法人育て上げネット
		26個	岡山県更生保護施設等支援協議会
	たまごスープ		32個
		"	ゆいまーるの会
		16個	認定非営利活動法人育て上げネット
		8個	宮古島市社会福祉協議会フードバンク『んまんま』
		32個	岡山県更生保護施設等支援協議会
ほうれん草のみそ汁			25個
		"	NPO法人神奈川フードバンク・プラス
		"	ゆいまーるの会

		12個	認定非営利活動法人育て上げネット
		8個	宮古島市社会福祉協議会フードバンク『んまんま』
		25個	岡山県更生保護施設等支援協議会

(参考) 令和2年度以前の災害用備蓄食品提供結果

・消費者庁

令和3年3月に特定非営利活動法人 FUKUSHIMAいのちの水に対して約1,900食の備蓄食品を提供しました。

消費者庁ホームページ (https://www.caa.go.jp/about_us/minister/photo/inoue/#210330)

・農林水産省

令和2年12月に3つのフードバンク団体等に対して、約6,000食の備蓄食品を提供しました。

プレスリリース (<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/201211.html>)

令和元年12月に4つのフードバンク団体等に対して、約12,000食の備蓄食品を提供しました。

プレスリリース (<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/191223.html>)

・文部科学省

令和3年1月にフードバンクいたばしに対して、18,000食の備蓄食品を提供しました。

お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課

担当者：食品ロス削減・リサイクル班

代表：03-3502-8111（内線4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

食品表示基準Q&Aについて
(平成27年3月30日消食表第140号) 抜粋

(加工-273) 表示は容器包装の見やすい箇所に表示することとなっていますが、ミシン打抜きや打刻による表示は、見やすく理解しやすいものとして認められますか。

(答)

表示は消費者等に見やすく理解しやすく表示するために、原則として、日本産業規格Z 8305 (1962) に規定する8ポイント(6号)以上の文字を使用することが必要ですが、それ以上の大きな文字(図案)であっても、それが不明瞭で判読しにくいものであってはいけません。したがって、一般に活字の大きいミシン打抜きや打刻による表示であっても明瞭に判読できるものでなければ適正な表示とはいえません。

(加工-274) 容器包装の表示を誤った場合、誤った表示の上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。

(答)

表示を訂正するために誤った表示の上からシール等により適正な表示を貼付すること自体は差し支えありません。

しかしながら、消費者等に誤解を与えるおそれがあることも留意し、消費者等からの問合せにはきちんと対応する等、事業者として適切な対応をすることが重要です。

なお、本来、誤った表示の上から適正な表示を貼付することにより明確に修正することが望ましいですが、令和3年3月17日から、食品ロスの削減を推進する観点から、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を始めることとします。ただし、当分の間、当該修正方法は、安全性に係る表示事項(※)についての修正には認められません。本運用状況については、今後検証を行っていく考えです。また、消費者に誤認を与えない誤字、脱字等の表示ミスについては、食品ロスの削減を推進する観点から、安易に自主回収を行わないことが求められます。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)第1条各号に掲げる事項を指します。

(加工-275) ポップシール又はネックリンガーによる表示の修正を行うに当たっての具体的な留意点はありますか。

(答)

ポップシール又はネックリンガーによる修正を行う場合は、

① ポップシール等が容易に容器包装と分離せず一体性がある

② 正しい表示内容はポップシール等の方であることが明瞭である

ことが条件です。

ただし、当分の間、このような方法による表示の修正は、安全性に係る表示事項(※)についての修正には認められません。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)第1条各号に掲げる事項を指します。

(加工-276) 食品表示基準別記様式1の備考12「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのような事項がありますか。

(答)

一括表示枠内には、食品表示基準別記様式1において規定されている事項のほか、食品表示基準第4条で個別品目ごとに定められている表示事項や公正競争規約、その他法令により定められているもののほか、消費者の選択に資する適切な表示事項を表示することが可能です。具体的には「使用上の注意」、「開封後の賞味期限」、「使用方法」などが考えられます。

この場合、「保存方法」と「使用上の注意」、「賞味期限」と「開封後の賞味期限」は異なるものであるため、誤認が生じないように、事項名を明らかにして表示するようにしてください。

(加工-277) 「食品、添加物等の規格基準」において、清涼飲料水(原料用果汁を除く。)の容器包装をガラス製容器包装とする場合は、「回収して繰り返し使用するものにあつては、透明なものであること。」とされており、また、「乳等省令」において、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム(注)の容器包装をガラス瓶にする場合は、「着色していない透明なものであつて」とされていますが、ガラス瓶に製造所や乳処理場、名称や種類別、「容器は洗って返して下さい」等の文字を印刷している場合、これらの規定における「透明な状態」でなくなるのは、どの程度の印刷表示がされている場合ですか。

(答)

透明なガラス瓶を使用させることは、容器そのものの汚染とか、内容物の変質及び沈澱物等の異物が一見して分かるためですので、ガラス瓶に表示することによりこの目的を阻害することのない程度であればやむを得ないものと考えられます。

事業者の皆さまへ

令和3年6月1日から

食品等の自主回収を行った場合の届出が義務化されます！

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、**食品等の自主回収（リコール）を行った場合、管轄の自治体へ届出することが義務化**されます。

- 届出義務化の時期 **令和3年6月1日から**
- 届出方法 原則オンライン上のシステムを使用（詳細は裏面）
- 届出情報の取り扱い 国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

報告対象

● 食品衛生法違反または違反のおそれ

(1) 食品衛生法に違反する食品等

腸管出血性大腸菌により汚染された生食用食品、アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品等。

(2) 食品衛生法違反のおそれがある食品等

違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

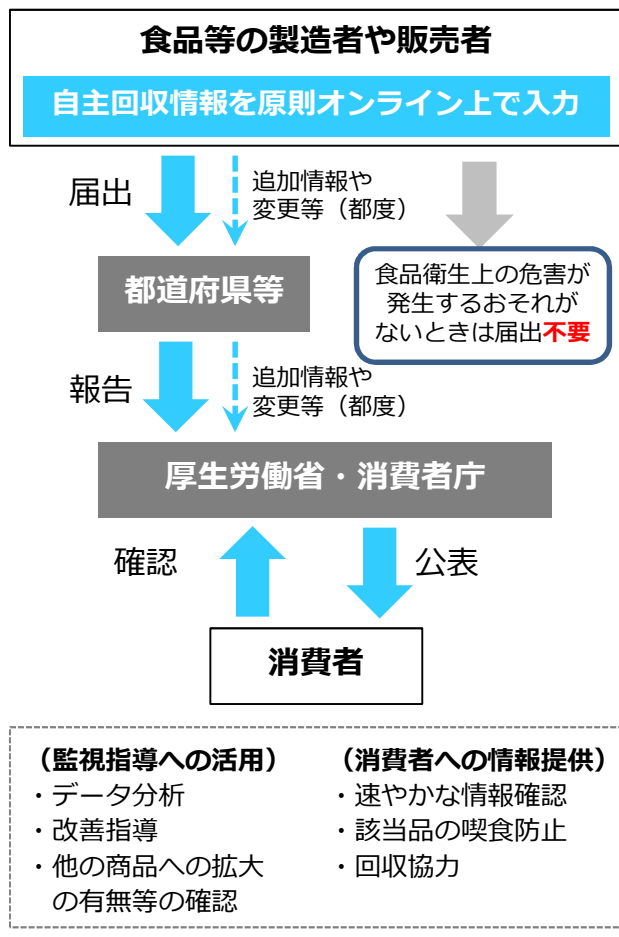
● 食品表示法違反

アレルギーや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り。

自主回収を行った食品等を自治体でクラス分類して報告

	食品衛生法	食品表示法
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 (腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜など)	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 (一般細菌数などの成分規格不適合の食品など)	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってCLASS Iに分類されないもの
CLASS III	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合 (添加物の使用基準違反など)	

届出から公表までの基本的な流れ



● 食品等の自主回収をしたらすべて必ず届出が必要ですか？

届出が義務づけられる自主回収は以下の場合[※]です。

- ・ 大腸菌による汚染や硬質異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）
- ・ アレルギーや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

※ 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令等で定めるときを除きます。法律上の問題のない単なる商品の入れ間違いなどの情報は、行政が事故情報として把握・公表する理由に乏しく、むしろ健康被害に結び付く情報を埋没させる懸念があることから届出の対象としていません。



医薬・生活衛生局 食品監視安全課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館
電話 03-5253-1111 (代)



食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
電話 03-3507-8800 (代)



食品衛生申請等システムの利用方法

Step 0 食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。

iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

G Biz IDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

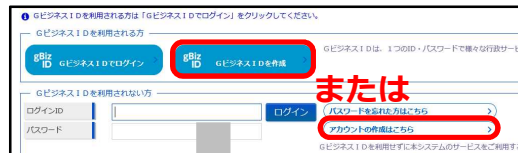
G Biz IDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G Biz IDの取得を推奨します。

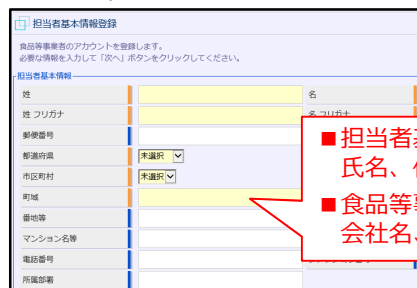
① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G Biz IDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録



Step 2 届出の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 申請したい項目（リコール情報の届出）を選択



③ 製造所や商品情報を入力



④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html



令和2年度持続可能な循環資源活用総合対策事業
食品ロス削減等推進事業
納品期限見直し事業報告書

令和2年度
食品ロス削減商慣習検討ワーキングチーム
加工食品検討会 報告書

令和3年3月26日（金）
公益財団法人流通経済研究所

報告書の構成

I 検討会の開催結果

II 調査結果

- 1 納品期限緩和の進捗状況
- 2 卸売業データに基づく小売店の納品期限緩和リスク分析
- 3 食品小売業での納品期限緩和の取り組み状況 地域別分析結果
- 4 納品期限緩和の進捗状況
- 5 令和2年度賞味期限の延長、及び賞味期限表示の大括り化
(年月表示、日まとめ表示)への切り替えに関するアンケート結果

III 加工食品検討会 令和2年度とりまとめ

I 検討会の開催結果

第1回加工食品検討会

■ 開催要領

- 日時:令和2年7月3日(金) 13:00~14:45
- 開催方法:Webミーティング・リアル併催

■ 議事

1. 今年度の検討の進め方・スケジュール

1. 検討会の開催予定

2. 加工食品の納品期限緩和

1. 食品小売事業者セミナー・意見交換会の開催案

2. 加工食品の納品期限緩和の進捗把握・公表について

3. 納品期限緩和の品目拡大に向けた調査研究案について

1. 納品期限緩和した場合の小売店頭の売れ残りリスク分析(第1回報告)

2. 納品期限を緩和した小売業の小売店頭への影響や食品ロス削減効果

4. 卸売業の汎用物流センターの納品期限緩和の推進について

3. 賞味期限延長・表示大括り化の推進

1. 賞味期限延長・表示大括り化調査の実施・公表

2. 賞味期限表示大括り化調査の事例調査・公表

2. 「全国一斉商慣習見直しの日」について

3. 意見交換

第1回加工食品検討会

参加者

- 有識者

- ・ 専修大学 商学部長 教授 渡辺 達朗(座長)
- ・ 東京農業大学 名誉教授 牛久保 明邦(副座長)

- メーカー

味の素(株)、江崎グリコ(株)、コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)、サントリー食品インターナショナル(株)、日清食品(株)、マルハニチロ(株)

- 卸売業

国分グループ本社(株)、三菱食品(株)、(株)山星屋

- 小売業

(株)セブン&アイ・ホールディングス、(株)東急ストア、日本生活協同組合連合会、(株)ファミリーマート

- 担当官庁:農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課

- ・ 食品産業環境対策室 室長 野島 昌浩
- ・ 食品産業環境対策室 課長補佐 岸田 学
- ・ 食品産業環境対策室 高野 ひかり

- 事務局:(公財)流通経済研究所

専務理事 加藤 弘貴、主任研究員 石川 友博、研究員 田代 英男

第2回加工食品検討会

■ 開催要領

- 日時:令和2年3月9日(火) 16:20~18:00
- 開催方法:Webミーティング

■ 議事

1. 納品期限緩和の進捗状況の公表結果について
2. 納品期限緩和等に関する食品小売事業者会合の実施報告
3. 納品期限緩和による影響の確認結果について
4. 卸売業データに基づく小売店の納品期限緩和リスク分析結果
5. 食品小売業での納品期限緩和の取り組み状況 地域別分析
6. 賞味期限表示の大括り化の進捗状況の公表結果について
7. 賞味期限表示の大括り化事例集の作成・公表について
8. 賞味期限延長・賞味期限表示の大括り化調査結果について
9. とりまとめ(案)について
- 10.農林水産省からの説明
- 11.意見交換 等

第2回加工食品検討会

■ 参加者

- 有識者

- ・ 専修大学 商学部長 教授 渡辺 達朗(座長)
- ・ 東京農業大学 名誉教授 牛久保 明邦(副座長)

- メーカー

味の素(株)、江崎グリコ(株)、コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)、サントリー食品インターナショナル(株)、日清食品(株)、マルハニチロ(株)

- 卸売業

国分グループ本社(株)、三菱食品(株)、(株)山星屋

- 小売業

イオン(株)、(株)セブン&アイ・ホールディングス、(株)東急ストア、サミット(株)、日本生活協同組合連合会、生活協同組合コープみらい、(株)ファミリーマート

- 担当官庁:農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課

- ・ 課長 清水 浩太郎
- ・ 食品産業環境対策室 室長 野島 昌浩
- ・ 食品産業環境対策室 課長補佐 岸田 学
- ・ 食品産業環境対策室 高野 ひかり

- 事務局:(公財)流通経済研究所

専務理事 加藤 弘貴、主任研究員 石川 友博、研究員 田代 英男

納品期限緩和の進捗状況

- 2020年夏に行なった調査等の結果、納品期限を緩和した小売事業者は142社となり、同年3月（108社）から34社増加した。
- とくに事業者数の多い食品スーパーにおいて取組が拡大している。

納品期限を緩和(または予定)している小売業(142社)

※うち、公表可能121社(赤字下線:2020年10月30日新規公表)

【総合スーパー(GMS)】

イオン九州、イオンスーパーセンター、イオンストア九州、イオン東北、イオン北海道、イオンリテール、イオンリテールストア、イオン琉球、イズミ、イトーヨーカ堂、ダイエー、フジ、平和堂、ユニー 計14社

【コンビニエンスストア(CVS)】

国分グロサースチェーン、セイコーマート、セブン-イレブン・ジャパン、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ローソン 計8社

【生協】

CO-OPとやま、あいコープみやぎ、一宮生協、いばらきコープ、大阪いずみ市民生協、おおさかバルコープ、京都生協、コープぎふ、コープぐんま、コープこうべ、コープさっぽろ、コープながの、コープにいがた、コープみやざき、コープみらい、自然派くらぶ生協、全日本海員生協、東海コープ事業連合、東都生協、とちぎコープ生協、なのはな生協、ならコープ、パルシステム福島、福祉クラブ生協、生協ぶちとまと、三井造船生協、生協ユーコープ、コープ九州事業連合 計28社

【食品スーパー(SM)】

アコレ、アパブ赤札堂、アルビス、イオンビッグ、イオンマーケット、ウオロク、遠鉄ストア、大阪屋ショップ、オーシャンシステム、オータニ、小田急商事、カスミ、カノー、かましん、ぎゅーとら、光洋、サニーマート、サミット、サンショウ、サンブラザ、サンマート、山陽マルナカ、新鮮マーケット、スーパーナショナル、スズキヤ、セブンスター、タカヤナギ、中央スーパー、天満屋ストア、東急ストア、東武ストア、とりせん、西鉄ストア、西山寛商事、原信ナルスオペレーションサービス、ハルタ、バロー、福原、フジマート四国、フレスタ、豊月、マイヤ、マックスバリュ長野、マックスバリュ西日本、マックスバリュ北陸、マックスバリュ南東北、マツモト、マツヤスーパー、ママのセンター、マルイ、丸久、マルミヤストア、マルヤ、万惣、ヤオコー、ヤマナカ、ヨーク、ヨークベニマル、横濱屋、与野フードセンター、ライフコーポレーション、ラルズ 計62社

【ドラッグストア・薬局】

イチワタ、ウエルシア薬局、クスリのマルエ、ココカラファインヘルスケア、コメヤ薬局、サッポロドラッグストア、下川薬局、太陽堂、ツルハ 計9社

賞味期限表示大括り化の進捗状況

- 2020年夏に行なった調査等の結果、賞味期限表示を大括り化した食品製造事業者は156社となり、同年3月（120社）から36社増加した。

賞味期限表示の大括り化に取り組んでいる(または予定している)メーカー(156社)

※うち、公表可能107社（赤字下線:2020年10月30日新規公表）

【清涼飲料】

アサヒ飲料、味の素AGF、伊藤園、大塚食品、大塚製菓、カゴメ、キリンビバレッジ、サントリー食品インターナショナル、三和缶詰、ジャストイス、ダイドードリンコ、日本コカ・コーラ、ポッカサッポロフード&ビバレッジ、明治 計14社

【菓子】

芥川製菓、アサヒグループ食品、新野屋、岩塚製菓、江崎グリコ、越後製菓、オークラ製菓、大阪屋製菓、お菓子の日進堂、カバヤ食品、亀屋製菓、カルビー、クラシエフーズ、栗山米菓、サクマ製菓、さくら製菓、扇雀給本舗、チロルチョコ・松尾製菓、でん六、ネスレ日本、ノーベル製菓、バイン、平松商店、不二家、フルタ製菓、ブルボン、北陸製菓、明治、名糖産業、森永製菓、ヤマザキビスケット、山芳製菓、有楽製菓、米屋、リキ・コーポレーション、龍角散、ロッテ 計37社

【風味調味料】

味の素、シマヤ、マルトモ、ヤマキ 計4社

【その他】

アイリスフーズ、アサヒグループ食品、旭松食品、味の素、味の素AGF、五十川、伊之助製麺、今津、ウーケ、尾張製粉、キューピー、極洋、くみあい食品工業、国分グループ本社、ゴールドパック、サッポロビール、サン海苔、三洋通商、椎茸井出商店、清水食品、白石興産、高木商店、竹本油脂、玉木製麺、通宝、津田商店、東洋ライス、永井海苔、ニコニコのり、日本コカ・コーラ、ハウス食品、はごろもフーズ、朋昆、ポッカサッポロフード&ビバレッジ、樹田屋食品、マルハニチロ北日本、万直商店、マルユウ、三菱食品、森永製菓、山形ライスファーム21（工房とかちや）、ヤマキ、山田養蜂場本社、米屋 計44社

（注）複数品目で行っている事業者があるため、合計は107に一致しない。

【レトルト食品】

アサヒグループ食品、味の素、アーデン、江崎グリコ、エスピー食品、キューピー、サラダクラブ、サンハウス食品、清水食品、宝食品、津田商店、にしき食品、ハウス食品、はごろもフーズ、万直商店、明治、三菱食品、山形ライスファーム21（工房とかちや）、ヤマキ、米屋 計20社

【調味料】

味の素、江崎グリコ、オタフクソース、神田味噌醤油醸造場、キッコーマン食品、サラダクラブ、七福醸造、渋谷商店、ときわや醤油、直源醤油、ハウス食品、ヘテパシフィック、ヤマキ、吉村醸造 計14社

【冷凍食品】

かねます食品、釧路東水冷凍、三洋通商 計3社

Ⅲ 加工食品検討会 令和2年度とりまとめ

1 納品期限緩和の取組拡大

- 実施企業・対象品目の拡大

- ・今年度、タイプ・品目の異なる小売4店舗への食品卸売業出荷データを使い、加工食品の納品期限緩和リスク分析を実施した。その結果、賞味期限が180日以上ある加工食品については、納品期限緩和による売れ残りリスクは低く、納品期限緩和を実施できる可能性が高いとの結果を得た。
- ・そこで、納品期限緩和品目の「賞味期限180日以上の加工食品全般」への拡大を目指し、小売業の協力を得て、納品期限緩和リスクの検証(シミュレーションまたは実証)を行う。
- ・その際には、可能な限り、業界全体の取組促進に与える影響が大きい小売業の協力を得るように努め、取組企業の拡大につなげる。
- ・取組促進のため、先行取組地域や目標の導入についても検討する。

- 納品期限緩和に関するセミナー／意見交換会の開催

- ・納品期限緩和の展開拡大が期待される、食品スーパー等を主要参加対象として、納品期限緩和の企業内での実施・展開方法、販売期限の設定方法、店舗オペレーションの変更内容等、消費者対応、その他の各般取組との連携等について、情報提供と意見交換を行う。

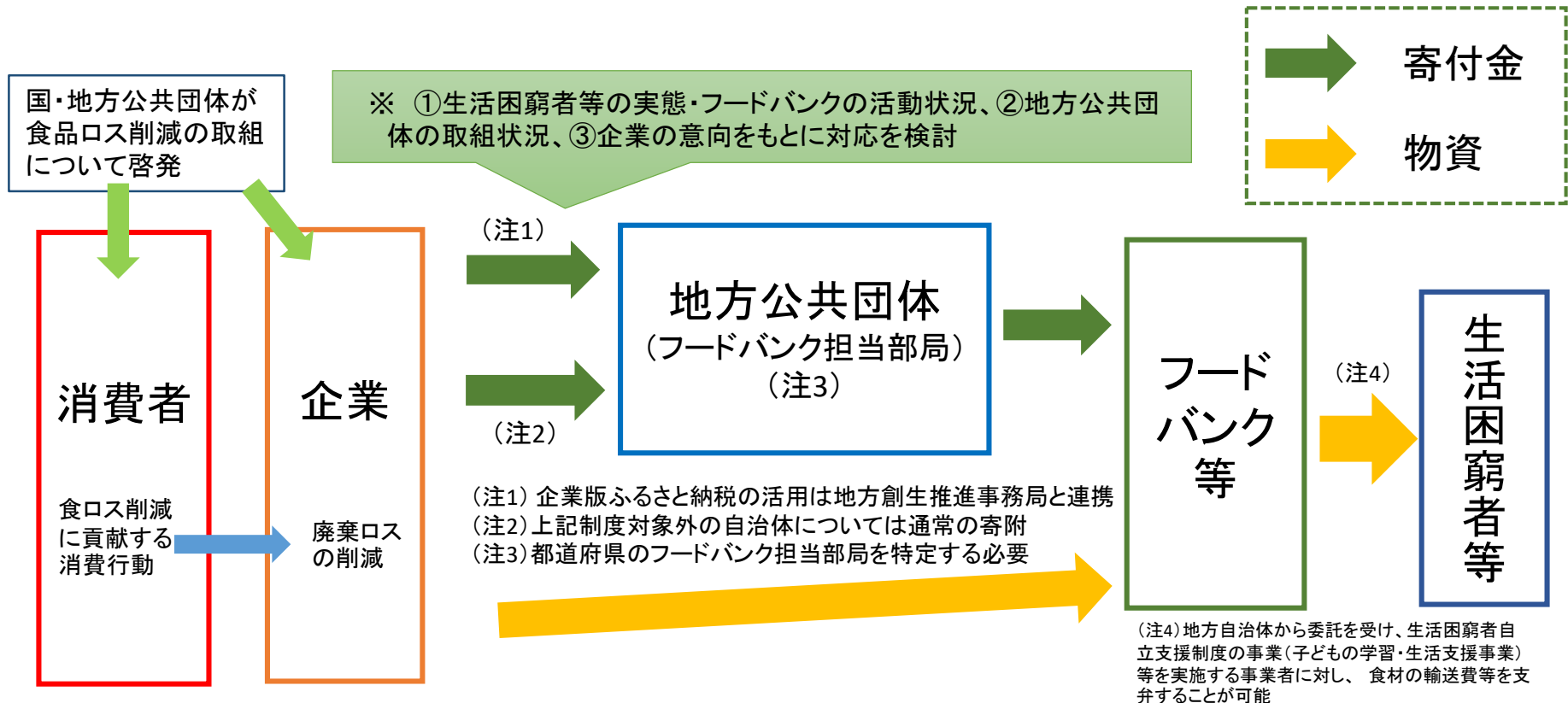
- **納品期限緩和の実態把握と実施企業名の公表**
 - ・加工食品の納品期限緩和の取組成果を確認するため、業界団体の協力を得るなどして、食品小売業における納品期限緩和の実態をアンケート調査等により把握する。
 - ・また、納品期限を緩和している場合、それが売上や店舗の値引・廃棄ロスに影響を与えていないかどうかについて状況を確認する。
 - ・納品期限の緩和を行っていない場合、何が障害であるかの認識も確認する。
 - ・納品期限緩和実施企業については可能な限り社名公表の許諾を得て、公表する。
 - ・なお、実施企業名の公表の際は、幅広い品目を対象に納品期限の緩和に努めている小売業が識別できるような方法で行うことを検討する。

- **メーカー・卸売業が納品期限緩和の取組を進めやすい環境の整備**
 - ・納品期限緩和企業を拡大するためには、小売業による自主的な取組だけでなく、メーカー・卸売業による働きかけも必要である。
 - ・そうした取組をメーカー・卸売業が取り組みやすくするための環境の充実（例：説明資料の整備等）を図る。

- 2 賞味期限の延長・賞味期限表示の大括り化拡大
 - 業界団体の協力を得て、メーカーにおける賞味期限延長・年月表示化等の実態をアンケート調査等により把握する。
 - 賞味期限延長や賞味期限表示の大括り化の実施企業に対しては、それにより実現された(されうる)食品ロス削減や流通効率化効果等やその評価等について把握する。
 - 賞味期限表示の大括り化を行っていない場合、何が障害であるかの認識も確認する。
 - 賞味期限表示大括り化実施企業については可能な限り社名公表の許諾を得て、公表する。

- 3 小売業の販売機会損失(欠品)を防ぐための措置と食品ロスとの関連性に関するヒアリングを中心とした実態調査
 - 小売店舗では低欠品率実現に向けた活動が展開されている。こうした活動は消費者サービス向上をもたらし、高く評価されるべきものである。一方、我が国の小売店舗の欠品率はすでに相当程度低く、さらなる欠品率低下を目指すことは、小売・卸・メーカーでの過剰在庫や過剰生産につながるなどの指摘もある。
 - こうしたなか、一部の小売業では、売筋商品と欠品許容品を区分し、後者については食品ロス削減の観点から欠品やむなしとして割り切っていくような取組も見られる。
 - また、食品ロス削減の観点から欠品であることが理解されれば、消費者の不満が軽減され、店舗に対するロイヤリティも低下しづらいのではないかといった指摘もある。
 - そこで小売業における販売機会損失を防ぐための措置と食品ロスとの関連性（欠品防止対応から生まれる過剰在庫発生等）について状況を把握する。
 - また、（欠品許容品、終売品、特売品など）欠品許容の運用を行っている場合の運用方法や食品ロス削減等への影響を把握する。
 - また、欠品に係る製・配・販の連携の状況についても整理したい。

フードバンク活動への支援に関する 各省の連携体制について



<対策のポイント>

食品ロスの削減に向け、**寄附金付きで食品を販売してフードバンク活動に活用する仕組みの構築**を支援するとともに、食品残さ利用飼料の加熱処理基準引き上げ後も継続して食品廃棄物等の飼料化に取り組む**食品関連事業者を支援**します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 食品ロス削減総合対策事業

51 (46) 百万円

① 食品ロス削減等推進事業

30 (26) 百万円

- ア サプライチェーン上の商慣習の見直しに向けた検討や調査を支援します。
- イ 食品ロス削減につながる商品（見切り品等）を**寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する仕組みを構築**します。（※1）
- ウ フードバンク活動を推進する**マッチングシステムの実証・構築**を支援します。
- エ 食品ロス削減を含め、**持続可能な食品産業の発展に向けた環境対策等に取り組む優良者の表彰**を支援します。

② 食品ロス削減等調査委託事業

8 (20) 百万円

食品ロスの実態把握のため、**食品関連事業者のデータベースの整備等**を実施します。

③ ASF（アフリカ豚熱）に対応した食品産業のリサイクル推進対策事業

13 (-) 百万円

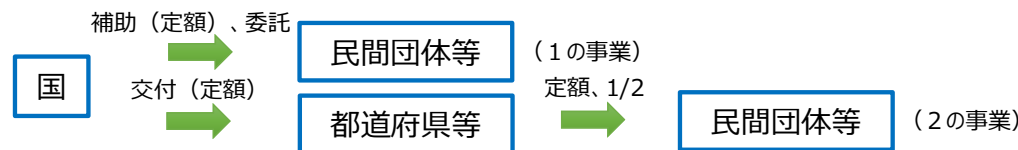
食品残さ利用飼料の**加熱処理基準引き上げ**後も継続して飼料化に取り組む**食品関連事業者を支援**します。（※2）

2. 食料産業・6次産業化交付金のうちフードバンク活動の推進

1,894 (2,534) 百万円の内数

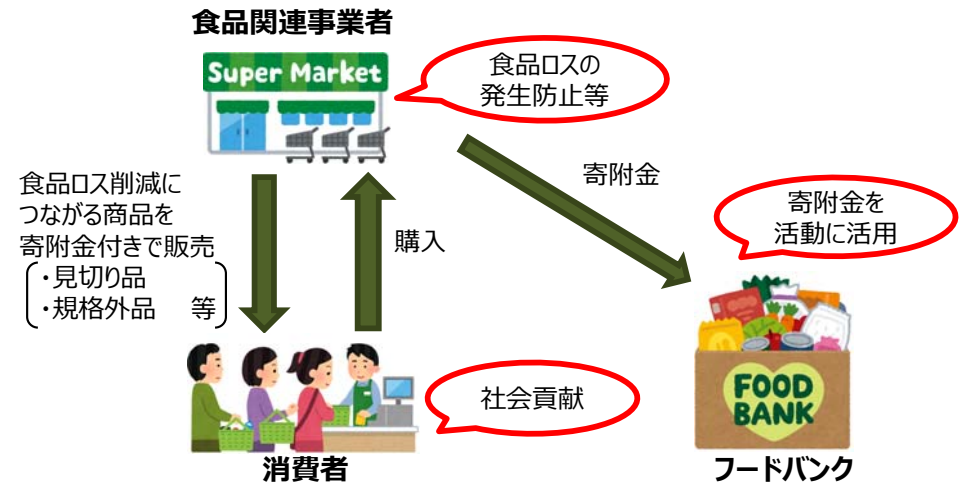
設立初期のフードバンク活動団体の**人材育成**の取組や**生鮮食品の取扱量の拡大**に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

寄附金付き未利用食品モデル構築事業 (※1)



ASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業 (※2)

食品残さの飼料化事業者において新基準に対応した施設が整備されるまでの間、一時的に別の飼料化事業者へ処理を依頼する際の掛かり増しの経費を支援。



【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6744-2066)

<対策のポイント>

食品産業から発生する食品ロスの削減に向けて、食品ロス削減に繋がる商品（見切り品等）を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証を支援します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン [令和12年度まで]）

<事業の内容>

食品ロス削減に繋がる商品を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築に向けて、

- ① 食品関連事業者、消費者、フードバンクの連携による取組の具体化のための検討
- ② 店舗等での寄附金付きの商品の試験的販売を通じた実証に必要となる経費を支援します。

<事業イメージ>

新たな仕組み構築に向けた具体化のための検討



(商品の例)

- ・ メーカーや小売店で発生する規格外品、見切り品
- ・ 宴会で、食べ残しを前提とせずに、量を工夫して提供するメニュー

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、**フードバンク活動の発展に向けた取組を支援**します。

＜事業目標＞

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

フードバンク活動団体による以下の取組について支援を行います。

1. 検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組
【補助率定額】
2. 生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組**【補助率1/2】**

(1. の取組例)

- ・ 食品関連事業者、フードバンク活動団体、社会福祉法人等で構成される検討会を設置して具体的な取組計画やルール策定に向けた検討を行い、取りまとめた内容に係る職員へ説明するための研修会を開催
- ・ フードバンク活動推進に資する普及啓発資料を作成し、フードバンク活動の関係者に普及啓発を実施
- ・ フードバンク活動団体の人材育成に向けて、先進フードバンクでの現地研修を受講
- ・ フードバンク活動団体間の連携強化を図るための情報交換会を開催

(2. の取組例)

- ・ 未利用食品を一時保管するための倉庫の賃借
- ・ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカーの賃借
- ・ 食品管理の高度化を図るための食品の入出庫管理機器の賃借

【支援対象団体】

これまで農林水産省のフードバンク支援事業において、3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、下記のいずれかに該当するフードバンク活動団体

- 令和3年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないフードバンク活動団体（新たにフードバンク活動を開始する団体を含む）
- 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体等

※社会福祉協議会、都道府県、市区町村等も支援対象団体に含まれます



＜事業の流れ＞



-34-

フードドライブ推進のための実証の実施について

令和3年4月16日（金）

<環境省、神戸市、株式会社ダイエー、株式会社サカイ引越センター同時発表>

環境省、神戸市、株式会社ダイエー及び株式会社サカイ引越センターは、フードドライブ推進のため、提供された食品の回収拠点からフードバンク等への運搬に物流会社が参画する場合の課題等について検証するための実証を行います。

1. 実施の背景

近年、家庭にある余剰食品を回収しフードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組である「フードドライブ」が実施されており、家庭から発生する食品ロスを減らす取組としても期待されています。その一方で、回収された食品を回収拠点からフードバンク等まで運搬する方法や運搬費用の負担などが課題となっています。

これを踏まえ、以下のとおり、従来よりフードドライブを実施している、株式会社ダイエーの神戸市内の4店舗において回収された食品を、株式会社サカイ引越センターの支援により店舗からフードバンク等へ運搬する実証を行い、その際の効率的な運搬方法や課題について検証を実施します。

この実証では、フードドライブで回収された食品の運搬に物流会社が参画する場合の課題等について検証を行い、環境省は、得られた知見の情報発信を行うなど、持続可能なフードドライブを推進して参ります。

2. 実施内容

(1) フードドライブを実施する店舗

ダイエー名谷店（神戸市須磨区）

イオンフードスタイル板宿店（神戸市須磨区）

グルメシティ小東山店（神戸市垂水区）

イオンフードスタイル神戸学園店（神戸市西区）

(2) フードドライブを実施する期間

4月19日（月）から4月25日（日）まで

※ 上記4店舗では、本実証にかかわらず、毎月第3月曜日から日曜日までの7日間フードドライブを実施しています。

(店舗内に設置された
回収ボックスの様子)



(3) 回収された食品の引渡先

認定NPO法人 フードバンク関西 (神戸市東灘区)

(4) 回収店舗から引渡場所への配送

株式会社サカイ引越センター (本社：堺市堺区)

(5) 支援及び調整

神戸市

<https://www.city.kobe.lg.jp/a36643/kurashi/recycle/gomi/genryo/namagomi/namagomi/fooddrive/index.html>

※ 神戸市におけるフードドライブの実証の詳細については別紙を御参照ください。

【問合せ先】

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

担当：小早川、前田、野村

電話番号：03-6205-4946 (直通)

FAX 番号：03-3507-9259

神戸市環境局 環境政策課

担当：佐々木、濱住、清水

電話番号：078-595-6077

FAX 番号：078-595-6242

株式会社ダイエー 経営管理本部 経営企画部

担当：細谷

電話番号：03-6388-7322

FAX 番号：03-5606-6230

株式会社サカイ引越センター 社長室

担当：安部、前田

電話番号：072-244-2004

FAX 番号：072-244-1212

環境省環境再生・資源循環局			
総務課リサイクル推進室			
直	通	03-6205-4946	
代	表	03-3581-3351	
室	長	平尾	禎秀 (内線 6831)
課長補佐	小早川	鮎子 (内線 7840)	
担	当	野村	利輝 (内線 7894)
担	当	前田	理沙 (内線 7895)

フードドライブ推進のための実証

実証により課題把握等を行い持続可能なフードドライブの実施方策を見だし横展開していく

回収拠点(ダイエー)

自治体
(神戸市)

フードバンク関西

社会福祉施設・子ども食堂等

食品・食事
提供

生活困窮者等

課題 フードドライブを実施する主体を増やしたいが、運搬手段がないため増やせない

賛同企業による支援 ダイエー4店舗で回収された食品を集荷してフードバンクへ運搬

食品提供

課題解決へ:

効率的な運搬支援の検証

運搬支援

賛同企業
(サカイ引越センター)

検証内容:

- ・ 物流会社による回収と輸送を行い、物流会社が参画する際の課題を抽出
- ・ フードドライブをさらに拡大していくための課題の抽出
- ・ 協力いただく物流企業において持続可能な支援のための課題の抽出

環境省

実証を踏まえて、課題解決、横展開へ

令和2年度消費者庁請負調査

参考-9

諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査業務

報告書（概要版）

令和3年2月

はじめに

■ 背景・目的

- 2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」第19条（未利用食品等を提供するための活動の支援等）では、いわゆるフードバンク活動の支援について規定されている。さらに、同法第11条の規定に基づき2020年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、「食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する」とされている。
- 諸外国ではフードバンク活動団体等への食品の提供・寄附を促進するための施策として、食品を提供・寄附した場合の税制上の優遇措置や、寄附した食品に起因する事故・損害等が発生した場合の免責等の制度などが定められている例があるが、同様の制度は日本においては積極的に導入されてはいない。
- そこで本事業では、国内での法制度検討に向けた基礎調査として、諸外国における食品の提供・寄附の促進に関する制度等を調査し、我が国で同様の法制度を導入する際の課題等を整理した。

■ 調査内容・目次

- 本事業で調査した内容のうち、本資料では以下の内容を取りまとめた。なお、4カ国については食品寄附に関する主な法制度とフードバンク・食品寄附の実態について概要を記載した。
 1. 各国の法制度の比較
 2. アメリカ（強力な免責制度と税制優遇）
 3. イギリス（自主的な取り組み重視）
 4. フランス（食品の廃棄規制と税制優遇）
 5. オーストラリア（免責制度）
 6. 諸外国の法制度の国内での受け止め
 7. コロナ禍による影響

1.各国の法制度の比較

- 促進策は大きく3つ：**税制優遇**（寄附者が食品の寄附をする際にかかるコストの軽減）、**免責制度**（寄附された食品で食中毒など意図しない事故が起こった場合の寄附者の免責）、**廃棄規制**（食品廃棄の規制によって食品の寄附を後押し）。
- その他、行政機関からの余剰食品の寄附を奨励する施策の例もある（アメリカ）。

項目	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	日本
食品寄附に係る 税制優遇	あり：一般控除に追加して、食品寄附に特化した拡大控除あり（食品の価値の2倍が上限）	なし：食品寄附に特化した優遇措置はなし	あり：食品寄附の60%相当額の税控除と廃棄税の回避によるメリット	なし：食品寄附に特化した優遇措置はなし。一般的な寄附控除のみ	なし：食品寄附に特化した優遇措置なし。ただし、一般の寄附とは別に食品寄附にかかる費用を損金算入可
寄附した食品に起因する意図しない事故の 免責制度	あり：善きサマリア人の法で一定の要件のもと、寄附者とNPOの民事・刑事責任を免責	あり：善意の行動が好ましくない結果を引き起こした場合の免責法はあるが、食品寄附の促進策ではない	なし：政府はフードバンク団体に対して民間の保険の活用を推奨	あり：各州がそれぞれ一定の要件のもとで寄附者の民事責任の免責を規定	なし
食品の 廃棄規制	なし	なし	あり：売れ残り食品の廃棄禁止（対象事業者から食料援助団体への食品寄附のための協定の提案を義務化）	なし	なし
その他	余剰農産物などを政府が買い上げ、各州を通じてフードバンクに提供。また、連邦機関からの食品寄附奨励	コートールド公約による民間企業・業界団体の自主的な取り組みの推進	—	—	—
食品寄附の規模	寄附量は739万トン（2018年）	寄附量は3.3万トン（2018年）	寄附量は11.5万トン（2019年）	寄附量は4.8万トン（2016/2017年度）	寄附量は2,850トン（2018年）

*水色のセルは特徴的な制度

2.アメリカ（法制度）

寄附した食品による意図せぬ損害に対する免責制度を早くから導入し、食品寄附に対する税制優遇制度も強力

項目	内容	要件/規定	経緯
税制優遇	<p>連邦では一般控除に追加して、食品の寄附については税控除額の拡大を規定。拡大控除の上限は寄附した食品の価値の2倍</p> <p>2005年のハリケーン・カトリーナを受け、税控除の拡大規定が適用される法人の対象範囲を一時的に拡大。何度か延長されたのち、2015年から対象がすべての企業（小規模な農家や小売含む）に拡大された。</p> <p>連邦税の優遇措置の他、州でも追加的な税制優遇措置の導入例がある。（輸送費などが対象になる例もある）</p>	<p>以下の条件を満たす食品寄附については、すべてのチャリティへの寄附に対する一般控除に追加して、控除額の拡大を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適格なNPOへの食品の寄附であること • NPOは非課税組織として申告した組織の目的に沿った活動のために食品を使用すること（寄附を受けたNPOは食品を必要とする人へ無償で再配布すること） • 受益者へ食品が提供されるタイミングで食品が連邦食品・医薬品・化粧品法（FDCA）に適合していること • 食品の寄附者が税制優遇を受けるためには、NPOから発行される必要要件を満たした旨の書面を提出すること 	<p>1960年代から企業からの食品寄附に対して連邦税の優遇措置が導入されてきた。控除額の限度や寄附された食品の価値評価方法などのルールが整備され、控除を受けられる企業・団体の範囲は拡大。</p>
免責制度	<p>善きサマリア人の法による免責制度がある</p> <p>食品が誠意を持って寄附される限り、食品の寄附によって意図せざる事故が起きても、民事上・刑事上の責任を負わないという免責制度を定める。（The Bill Emerson Good Samaritan Food Donation Act of 1996）</p>	<p>以下の場合、寄附された食品が受贈者に害を及ぼすことがあっても、寄附者（企業、個人）とその食品を受け取ったNPOの刑事上・民事上の責任を免除。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 必要とする人へ食品を提供する認定されたNPOに対する寄附 • 誠意を持った寄附（過失または故意ではない） • 最終的な受贈者へ無償で食品が提供される • 寄附された食品が法律によるすべての品質・表示基準を満たす 	<p>食品の寄附を促すため、州による免責制度がまず導入されたものの、州ごとに差異があった。連邦法によるベースラインを設定して食品の寄附を促すため、1996年10月1日にクリントン大統領が署名した。</p>
その他	<p>緊急食糧支援プログラム（TEFAP）</p> <p>余剰農産物などを政府が買い上げ、各州を通じてフードバンクに提供する。</p> <p>政府機関に対して食品関連サービスを提供する企業等で発生した余剰食品の寄附を奨励する法律。</p>	<p>低所得者層支援・農業施策であり、厳密には食品ロスではないが、TEFAPを通じて多くのフードバンクが食料を確保している。Feeding Americaでは食品の3割が政府プログラムからの供給。</p> <p>25,000 USD以上の食品販売や食品関連サービスの契約を結ぶ連邦機関に対して、余剰食品の寄附を勧めることを契約条件に盛り込むよう求める。ただし、報告義務はない。</p>	<p>1983年から始まった低所得者層向けの緊急食料援助プログラム。連邦政府の継続的な予算が割り振られている。</p> <p>フードバンク等の食料確保を支援するため、2007年に成立。</p>

2.アメリカ（実態）

1967年にアリゾナ州で世界初のフードバンクが誕生したフードバンク発祥国、食品寄附量も世界最大

- 1967年にアリゾナ州フェニックス市で世界で初めてのフードバンクSt. Mary's Food Bankが設立されたフードバンク発祥国であり、食品寄附量（フードバンクが配布する寄附食品の量）は推計で年間739万トン（2018年）と世界最大。
- 最大手のFeeding Americaの200以上の加盟団体を含め、全国で1,300以上のフードバンク団体が存在し、そのネットワークを通じて寄附された食品が地域のチャリティや教会、フードパントリーなどへ分配され、必要とする人へ食品が提供されている。

概要

- 全国に**1,304のフードバンク団体**がある（2018年時点）。それらがさらに地域のチャリティや協会、フードパントリーを連携しており、各地域の拠点で個人に食品を配布する。**寄附された食品を配布する団体は全米で数万あるとも言われる（正確な数のデータはない）。**
- 最大のネットワークをもつ**Feeding America**は全米とプエルトリコに200以上の団体のネットワークを展開する。世界で最初のフードバンクを設立したJohn van Hengel氏によって1979年に設立され、2008年にFeeding Americaへ改称した。

大手フードバンク

- 食品製造、小売、輸送・物流、生産者、また行政機関からの寄附を集め、また、寄附された食品の受け取り・保管をし、実際に食品を配布するパントリーのニーズとのマッチングを行っている。食品が適切に取り扱われ保管されるよう、ネットワークのフードバンク団体の監督や設備補助も実施しており、フードパントリー等を通じて食料援助が必要な人々を支援している。また、普及啓発活動や政策提言なども実施している。
- Feeding Americaが扱う食品の28%は食品小売からの寄附であり、製造・流通業からもそれぞれ12～13%の寄附を受けるほか、政府プログラムからの供給（32%）も受けている。

食品ロス・食品寄附の量

- **食品寄附量は年間739万トン**（2018年USEPA推計）、Feeding Americaは2020年に約181万トンの余剰食品を集めたと報告。
- **食品ロス・廃棄の量は1.03億トン余り**（2018年USEPA推計）食品（可食部）と非可食部の区別はされていない

Feeding Americaのネットワーク



3.イギリス（法制度）

WRAPの支援の下、任意協定による業界団体の自主ルールによる食品廃棄削減と慈善団体への寄附を促進

項目	内容	要件/規定	経緯
税制優遇	<p>食品寄附に関する特別な税控除はなし 食品が販売されずに廃棄された場合の扱いと同じ（費用として控除可能）であるため、寄附を廃棄に優先させるという税制度ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 余剰食品を販売できなかった際には、法人税法で費用を損益算入できる（控除可能）。 	—
免責制度	<p>法によって食品を寄附した際の免責は考慮されるが、食品寄附の促進策ではない 善意の行動が食中毒など好ましくない結果を引き起こした場合でも免責される Social Action, Responsibility and Heroism Act 2015があり、食品の寄附にも適用される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 裁判で争点となる過失または法定義務違反が、社会またはその構成員の利益のための行動（Social action）をした際に生じたものかを考慮して免責を判断する。 企業からフードバンク等への食品寄附よりも、地域の最前線で活躍する慈善団体が個人に食品を提供した際に問題が起こった場合が主眼で、食品寄附の促進策としては不十分との指摘あり。（大手フードバンク FareShare） 	<p>条文で明示はされていないが、食品企業などが食品寄附を行いやすくするための支援策の意味合いが強いと考えられている。（食品安全基準を満たせば、賞味期限を過ぎた食品を販売することが違法ではないとの指針もある）</p>
その他	<p>コートールド公約による自主的取り組み 法制度ではない任意協定による業界の自主的な取り組みを中心として、食品廃棄削減を推進し、並行して慈善団体への寄附を促進している。政府としても規制よりも自主的な取り組みによる進展を重視している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各フェーズで廃棄物削減の目標を規定。第4フェーズでは2025年までに食品廃棄量の一人当たり20%削減（2015年比） 食品小売業やメーカー等、登録された参加企業は、WRAPへ成果報告を行う。2005年の発足当初から、WRAPが各企業の自主的な取り組みをとりまとめ、検証・報告。 	<p>政府からの資金提供をうけてWRAPが支援。参加企業は増えており、特に小売業はイギリス全体の売上の95%と高いカバー率（第4フェーズ）。</p>

3.イギリス（実態）

2大フードバンクが地域の慈善団体等と協力し全国でフードバンク活動を展開、企業からの寄附量は増加中

- 1994年に最初のフードバンクとして、FareShareが発足。2004年に設立されたTrussell Trustと並び2大フードバンクとなっている。WRAPによると、2018年の慈善団体を通じた食品寄附量は3.3万トンである。
- 2012年以降、FareShare及びTrussell Trustが大手小売企業と提携して全国規模で食品寄附を集めており、食品寄附量は増加。また、法律のサポートよりも企業の自主的な取り組み（コートールド公約）により、食品寄附が促進されている。

概要

- **全国に2,000以上のフードバンク**が存在し、うち1,393がTrussell Trustのネットワークにあり、独立したフードバンク団体も1,021以上（2021年）。
- 1994年からフードバンクが活動を始め、企業などからの食品寄附を受けて、各フードバンク団体が多くの慈善団体やコミュニティグループ、教会と提携し、必要とする人へ食品を配布している。

大手フードバンク

- **Trussell TrustとFareShareが2大フードバンク**。1994年から活動を開始したFareShareは、他の団体に寄附食品を卸す仲介のような役割を担っており、Trussell Trustは地域に根差して食品を直接消費者に渡す小規模フードバンクのネットワーク機能をもっている。
- 特に食品小売・製造業からの寄附が多く、食品寄附の61%が小売企業、製造業が26%（2018年）。また、2015年以降、食品小売からの食品寄附量が大幅に増えている（約2.5倍）。

食品ロス・食品寄附の量

- **慈善団体による無償の食品再配布（寄附量）は3.3万トン**。なお、慈善団体への寄附の他、商業ルートでも別途2.3万トンの食品が再配布された（2018年WRAP調査）FareShareは2.4万トンを扱ったと報告（2019年）
- **食品廃棄の量は950万トン、可食部に限ると640万トン**。食べられるのに捨てられる食品の多く（71%、450万トン）は家庭由来と指摘されている（2018年WRAP推計）

英フードバンク団体の拠点分布



英国内1,021の独立系フードバンクの拠点を、Independent Food Aid Networkがマッピング（2021年2月時点）

4. フランス（法制度）

税制上のメリットの他、任意協定から始まって法制化された廃棄規制によって食品の寄附を後押し

項目	内容	要件/規定	経緯
税制優遇	<p>食品の寄附に対する税制優遇あり 寄附を行った法人は2万EURまたは売上高の0.5%を上限として、食品や輸送・保管コストを含む費用の60%相当額の税控除をうけることができる。 また、寄附をすることで廃棄にかかる税を抑えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 困窮者にサービス（食事の無料提供、住宅支援、必需品の無料提供）を提供するNPOへの寄附 • 現物または現金の寄附 • フランスまたは欧州経済領域（EEA）内で設立された企業からの寄附 • 提供先から領収書を受領すること 	<p>直近の税制改正で寄附に係る控除率の見直しもあったが、食品は60%に据え置かれた</p>
免責制度	<p>なし （民法により、他の人に損害を与えた場合、生じた損害を補償する義務を負う）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 政府はフードバンク団体は必ず保険に加入するように推奨しており、すべてのフードバンク団体が加入。 • フードバンク団体が企業から食品を受け取った時点から責任がフードバンク団体に移るため、それ以降の事由によって意図しない事故・損害が発生した場合の責任をカバーする。 	<p>—</p>
廃棄規制	<p>期限切れ等の理由による売れ残り食品の廃棄を禁止 2016年の制度導入後、対象とされる食品関連事業者/団体の範囲が拡大。</p>	<p>2016年に公布された食品廃棄物削減に関する法律（ギャロット法）では店舗面積400m²以上の大型の小売店に対して以下を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 売れ残りの食品を事前に契約した市民団体に寄附するか、肥料や飼料として再利用することを義務化 • 消費可能な売れ残り商品を消費に適さない状態にすることを禁止（違反した場合には罰金） • 寄附に関して、400m²以上の売り場面積を持つ小売店は、フードバンク団体等とのパートナーシップの提案を義務化 <p>2020年には対象の企業を拡大（フランス新農業・食品法（Egalim法）に基づくオルドナンス）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 5,000万EUR以上の売上がある食品製造・加工企業 • 3,000食以上を提供する事業者（レストラン、学食など） 	<ul style="list-style-type: none"> • 2025年までに食品廃棄を半減させるとの国家協定（2013年）による任意協定では食品廃棄物対策としては不十分とのことで、法制化 • 事業者が食品を廃棄するよりも寄附する方が有利になる枠組として整備された

4.フランス（実態）

欧州でのフードバンク発祥国、売れ残り食品等の廃棄規制を受けて食品寄附の量は増加中

- 1984年に欧州で最初のフードバンクが発足。全国にネットワークを持つバンク・アリマンテールの取り扱う食品量は11.5万トン。2016年の売れ残り食品の廃棄規制などを受けて、特に小売業からの寄附が増加している。

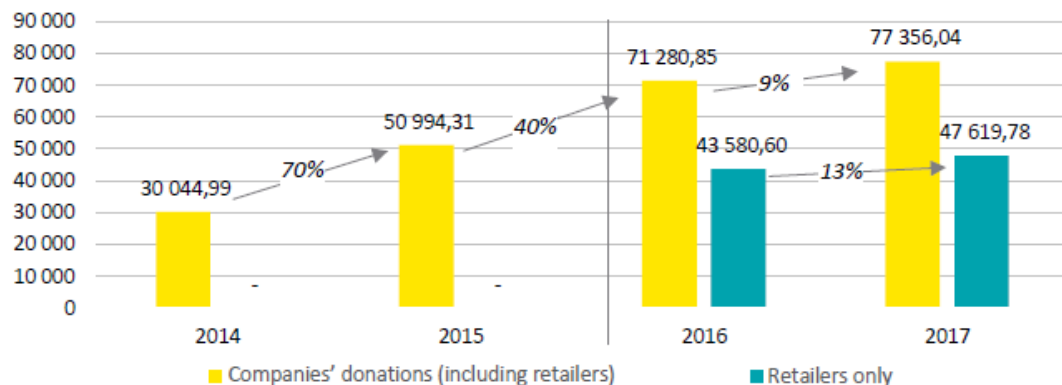
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 1984年に欧州の最初のフードバンクが設立された。キリスト教系の団体が中心となって、貧困問題への対処の一つとして活動が始まり、現在のバンク・アリマンテールにつながっている。
大手フードバンク	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大のフードバンクはバンク・アリマンテール（Banques Alimentaires）。フランス全土に79の支部及び31の物流センターがあり、食品パートナーシップ契約を結んでいる5,400の食糧援助組織を通じて、約200万人に食品を提供。 ● 食品卸、農業生産・加工企業、個人からの食品寄附のほか、EUや国からの支援金を受けて食品を確保している。
食品ロス・食品寄附の量	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品の寄附量は11.5万トン（バンク・アリマンテール、2019年）企業からの寄附量は7.7万トン（小売業に限ると4.8万トン、2017年） ● 食品廃棄の量は1,000万トン程度（2016年ADEME推計）食品（可食部）と非可食部の区別はされていない

Banque Alimentaireの拠点



79のフードバンク支部と31の物流センターがある

企業からの食品寄附量の推移（トン）



(グラフ出典) EY (2019) Evaluation of the application of the provisions of the law of 11 February 2016 on the fight against food waste, and the implementing decree of 28 December 2016

5.オーストラリア（法制度）

食品寄附に特化した税制優遇措置はないが、各州で寄附した食品による意図せぬ事故の免責制度を整備

項目	内容	要件/規定	経緯
税制優遇	<p>現状、食品寄附に特化した税制優遇措置はない 1997年所得税法で適格な慈善団体への食品もしくはサービス（輸送など）の寄附に関しては控除対象とされる場合がある。食品の市場価値もしくは食品/サービスのコストのいずれか低いほうが控除額上限となる。</p>	<p>食品の寄附による控除を得るためには、以下が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> • オーストラリア税務局ATOに承認された慈善団体やNPOへの寄附 • 所得税法上の贈与に相当するもの • 寄附者の流通在庫であり、通常業務の範囲外で扱われるもの • 寄附される前の12ヶ月の間に購入されたもの • 5,000豪ドル以上の価値があるもの 	<p>森林火災や干ばつ、新型コロナウイルスの影響も受けてフードバンクへの食糧援助ニーズは高まっており、各フードバンク団体は食品や輸送などのサービス寄附に係る税制優遇措置の導入に向けてロビー活動を展開中</p>
免責制度	<p>連邦法による統一された免責制度はないが、全州・地域が整備 各州で寄附された食品による意図しない事故の民事責任を保護する法律を整備。いずれも2000年代前半に相次いで導入され、各州の要件はほぼ共通している。</p>	<p>各州ほぼ共通して概ね次のような要件を満たした場合には食品の寄附者の賠償責任を保護する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 誠意を持って慈善目的で寄附された食品 • 食品の受贈者が食品の代金を支払わなくてもよいという意図のもと寄附された • 食品が、提供者の所有・管理下を離れる時点（寄附される時点）で、安全に食べられる状態である • 提供者は、食品の取扱と安全な消費の期限の両方に関して、食品の安全性を確保するために必要な情報を提供する 	<p>食品の寄附の後押しとするため、導入。フードバンク団体もロビー活動を実施しオーストラリアでも社会的・環境的なニーズが高まったために導入に至った。</p>

5.オーストラリア（実態）

アメリカを参考にフードバンク活動開始、現在ではアメリカに次いで人口あたりのフードバンクへの食品提供量が多い

- アメリカを参考に1990年代からフードバンクが設立され、現在ではアメリカに次いで人口あたりのフードバンクへの食品提供量が多いともいわれる。
- 食品寄附量はおよそ4.8万トン（2016/2017年度）と推計されており、最大のフードバンク団体ネットワークである Foodbank Australiaが寄附される余剰食品の7割程度（2019年には3.7万トン程度）を扱っている。

概要

- 各フードバンク団体は飢餓対策、困窮する人への食糧支援としての面を前面に打ち出しており、Foodbank Australiaが毎年発行しているHunger Reportでは、5人に1人のオーストラリア人が食べるものに困る経験をしていると指摘している。
- 地理的にはニューサウスウェールズ州やビクトリア州には多くの食料援助団体があるが、北部準州 や西オーストラリア州で活動している団体は少ない。

大手フードバンク

- **Foodbank Australiaは、全国2,400以上のフードバンクやチャリティ団体のネットワーク**を通じて年に7,700万食を提供している、オーストラリア最大の食糧援助団体。
- 多くのフードレスキュー団体があるが、大手の3団体が取扱量の98%を占める。Foodbank Australiaは製造、一次生産、小売流通センターなど、サプライチェーンの上流側から大量に食品を集める傾向があり、OzHarvestとSecondBiteは小売店や外食・サービス業からのより期限の短い食品（short-shelf life foods）を主に集めている。

食品ロス・食品寄附の量

- **食品の寄附量はおよそ4.8万トン**（2016/2017年度）
- **食品ロス・廃棄の量は730万トン余り**（2016/2017年度）食品（可食部）と非可食部の区別はされていない

Foodbank Australiaの活動分布



Foodbank Australiaは、全国2,400以上のフードバンク等のネットワークを通じて毎月81.5万人に食料を提供（Foodbank Hunger Report 2019）

6. 諸外国の法制度の国内での受け止め

- 諸外国における制度を検討するにあたってのフードバンク団体の受け止めや有識者の見解についてヒアリング結果より主な意見を整理した。

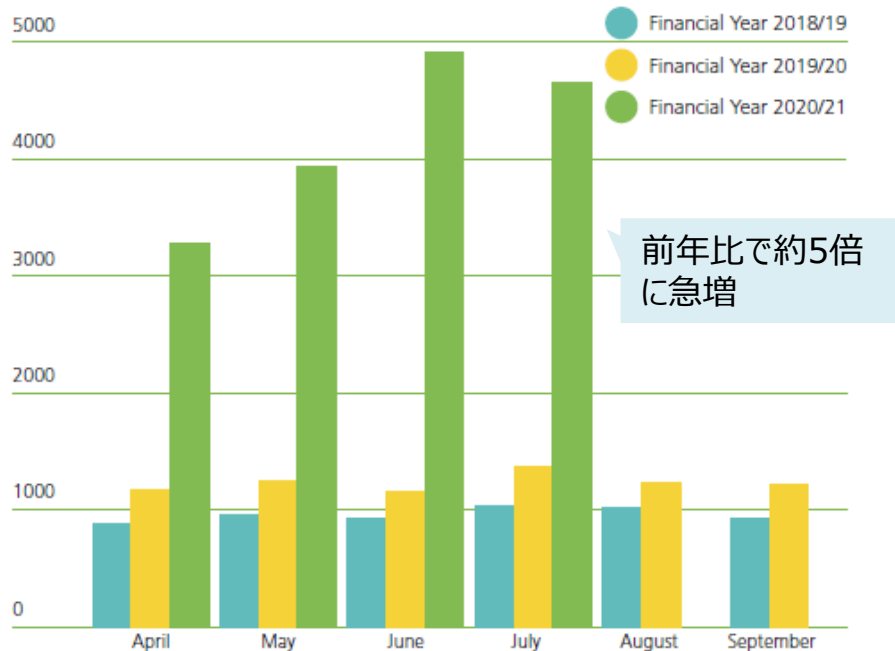
法制度	国内での受け止め・意見
免責制度	<p>導入すべきではないという意見はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【企業のブランド価値の毀損リスク懸念】 免責制度だけが導入されても、意味はない。免責制度があってもフードバンク団体での食品の取り扱いへの不安による、食品企業のブランド価値の毀損リスクへの懸念が勝るだろう。 ● 【賠償リスクの低減はプラス】 免責制度が導入されることで企業が恐れる賠償リスクの低減に繋がり、寄附の後押しになる。
税制優遇	<p>現在の、一定の要件のもとで全額損金算入可能という整理について、以下のような意見。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【制度周知の必要性】 制度を活用して損金扱いをしている企業も増えているが、食品ロス対策と関連付けて周知を増やすべき。 ● 【企業内のハードル】 食品企業内で、寄附をする現場と経理・会計担当の連携というハードルがある。
廃棄規制	<p>フランスのような廃棄規制については以下のような意見。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【規制までは不要】 企業からの余剰の食品寄附には十分なインセンティブがあり、これを下支えする仕組みがあるとよい。廃棄禁止までしなくても、企業では廃棄物処理費用の削減とともに、環境・CSR面で価値が見いだされている。 ● 【寄附の優先度】 食品リサイクル法での食品寄附の優先順の位置づけを概念として示せば、食品関連企業や業界の自主取り組みの後押しにつながる可能性。 ● 【商品廃棄と寄附】 廃棄物処理法での整理を明確にすることで寄附のハードルが下がる可能性。
その他	<p>企業からの食品の寄附を増やすためには、まずフードバンクの体制強化が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【インフラ不足・体制強化】 フードバンクのインフラが不足しており、多くの食品寄附を取り扱うキャパシティがない。食品の取扱への不安解消のためにも、まず人手や資金面、倉庫や車両などの体制強化が必要。 ● 【ネットワーク化・統括機能】 地域ごとにフードバンク団体のネットワーク化がさらに進めば、安定した食料供給につながる。各地域で実際に食品を配布する団体と、企業からの寄附をまとめて受付、マッチングするような統括機能が有効ではないか。

7.コロナ禍による影響

■ 各国ともフードバンクへの需要増。政府も補助金を支出しているが、食品寄附の促進の大枠政策には未だ変化なし

- 2020年から世界で感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、諸外国及び日本のフードバンク団体も大きな影響を受けた。
- 都市封鎖（ロックダウン）や買い占めなどによる物流の混乱、ボランティアの不足によって食品の確保や配布が困難になった一方で、経済・雇用への打撃によって困窮する個人が増え、フードバンクへの需要は高まった。
- 需要が増えたフードバンクの支援のため各国で支援を実施。一方で、免責制度や税制優遇、寄附の義務化といった、食品寄附を促す大枠の法制度についての変化は2021年2月現在では見られていない。

英FareShareの食品配布量の推移



(出典) FareShare 2019/2020 Annual Report

※ データ期間：2018～2020年の4～9月、縦軸は：食品量（トン）

支援策の例

- **アメリカ** 農務省は各州を通じたフードバンクに対するTEFAP補助金を追加（食品の確保やフードバンク団体の運営費の補助）。他にFarmers to Families Food Box Programで食品流通企業を通じて農家から直接食品を買い上げ、配布に適した家族向けサイズにまとめてフードバンクや小規模なNPOへ提供。
- **イギリス** 環境・食料・農村地域省（DEFRA）はフードバンクへの食料確保や運営費の補助。ロックダウン初期には国からの委託を受けて食品購入・確保の資金運用や製造事業者との調整を実施したフードバンクもあった。
- **フランス** 政府から複数回に渡って食品確保のための支援。
- **オーストラリア** 各州や連邦社会サービス省（DSS）：食料確保のためフードバンク団体への補助金。
- **日本** 農林水産省：未利用食品のマッチングやフードバンクへの輸送費・運営費の補助。

mottECO 普及啓発資材の公表について

令和3年4月14日（水）

環境省は、New ドギーバッグアイデアコンテストを開催し、令和2年10月に、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称として「mottECO（もってこ）」を選定しました。この度、自治体の皆様、飲食店の皆様等が様々な場面で利用いただける「mottECO（もってこ）」に関するポスター、ステッカー等の啓発資材を作成し、環境省のHP からダウンロードいただけるようにしました。

1. 「^{もってこ}mottECO」について

環境省では、消費者と飲食店の相互理解のもとで、飲食店等における食べ残しの持ち帰りをより身近な文化として広めることを目的として「NEW ドギーバッグアイデアコンテスト」を開催しました。「^{もってこ}mottECO」はコンテストのネーミングの部で大賞に輝いた、飲食店等における食べ残しの持ち帰りの名称です。

「^{もってこ}mottECO」には、「もっとエコ」「持って帰ろう」というメッセージが込められています。

<mottECO ロゴ発表の際の報道発表について>

URL：<http://www.env.go.jp/press/108796.html>

2. 啓発資材について

飲食店や自治体の皆様に広く利用いただけるように、ロゴやポスター、ステッカー等を作成しました。



以下 URL からダウンロードいただけます。

(URL：<http://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html>)

なお、御利用の際には「使用申請書」の提出をしていただくよう、よろしくお願いたします。

3. その他

以下 URL の食品ロスポータルサイトに、食品ロスに関する消費者・自治体・事業者向けの情報を掲載しております。

URL: <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>

環境省環境再生・資源循環局	
総務課リサイクル推進室	
直 通	03-6205-4946
代 表	03-3581-3351
室 長	平尾 禎秀 (内線 6831)
課長補佐	小早川 鮎子 (内線 7862)
担 当	野村 利輝 (内線 7894)